入湯税の使いみち

入湯税は、地方税法の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために課するものです。

令和元年度予算における入湯税は、３００万円を見込み、その使いみちは、次のとおりです。

（単位：万円）

入湯税を充てる事業	事業費	事業費の財源内訳			
		国道支出金	町債	その他	入湯税
地域イベント事業	2,984			2,854	130
観光関係団体助成事業	270			100	170
計	3,254			2,954	300

都市計画税の使いみち

都市計画税は、地方税法の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために課することができます。

令和元年度予算における都市計画税は、９６２４万円を見込み、その使いみちは、次のとおりです。

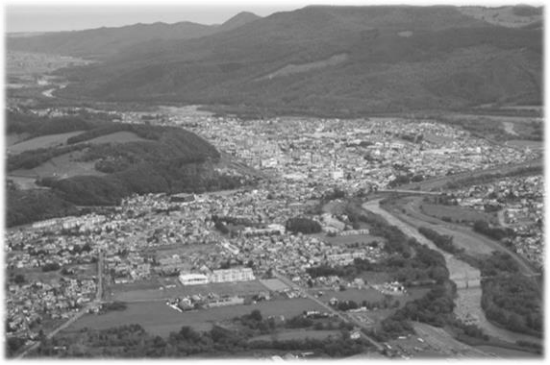

（単位：万円）

都市計画税を充てる事業	事業費	事業費の財源内訳			
		国道支出金	町債	その他	都市計画税
下水道事業への繰出金	50,151			41,134	9,017
町債償還元金 都市計画事業分	9,617			9,041	576
町債償還利子 都市計画事業分	521			490	31
計	60,289			50,665	9,624

※町債償還とは、過去に都市計画事業のために借りた借金の返済のことです。